

○国土交通省告示第七百九十六号

新石垣空港について告示した事項に変更があつたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十条及び第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年八月七日

国土交通大臣 中野 洋昌

- 一 設置者の氏名及び住所 沖縄県 沖縄県那覇市泉崎一丁目二番二号
- 二 空港の名称及び位置 新石垣空港 沖縄県石垣市
- 三 変更した事項

空港の名称 石垣空港